

沿岸漁業とITQ

自己紹介

- 専門は水産資源管理の理論
- 数式と水産資源
- 不確実な情報でリスク管理

- 魚魚の管理より人の管理が問題
- 漁業政策全般に関わる
- インターネットで情報発信
 - ブログ：katukawa.com
 - ツイッター：[@katukawa](https://twitter.com/katukawa)
- メディアで政策論→新書、テレビ、業界紙など

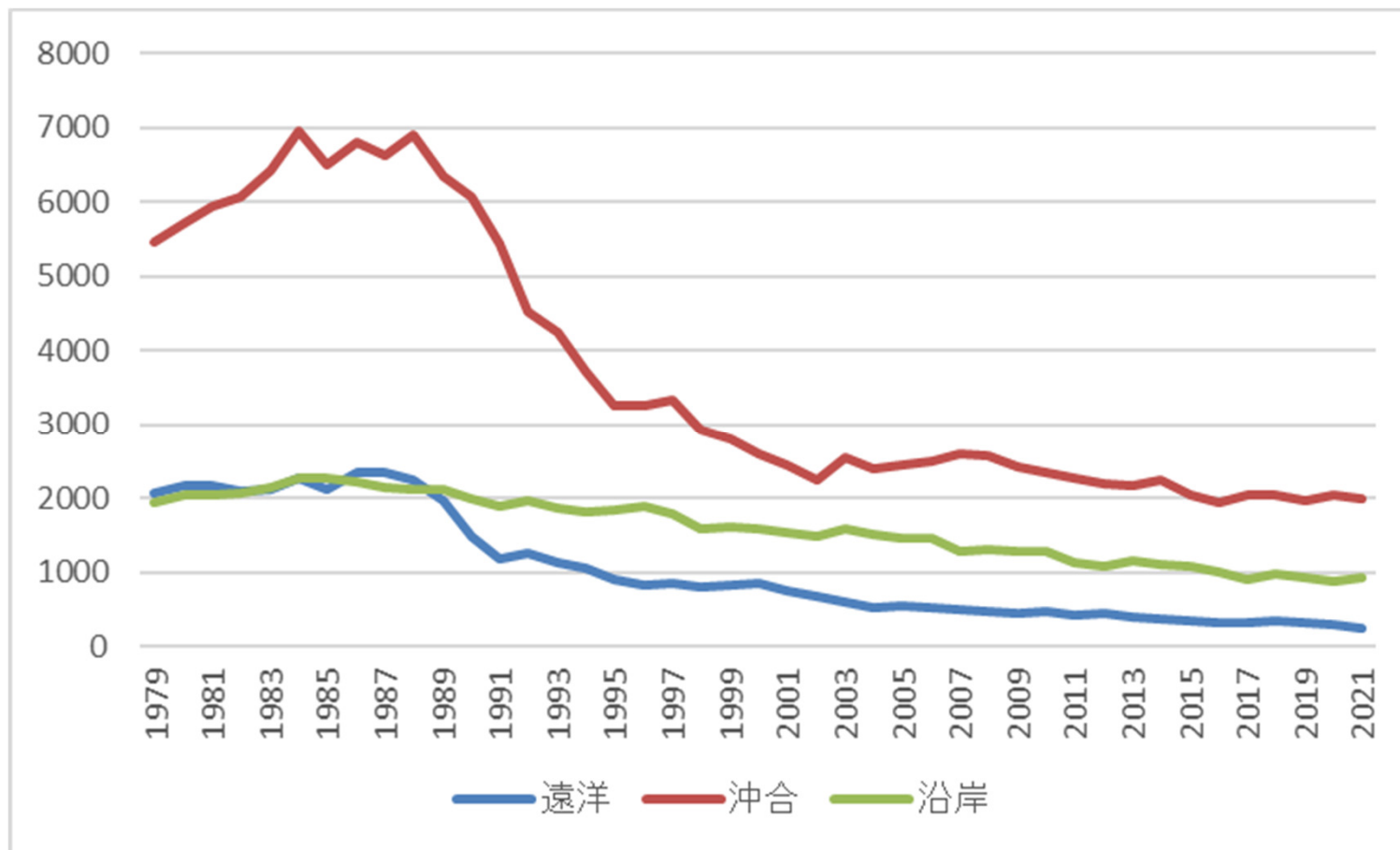
社会問題にどのように取り組むか

- 全然、環境と調和していない水産業を少しでも持続可能にできないだろうか？
- 日本は、なぜ構造的な社会問題を解決できないのか？
- 水産業の問題ではあるが、日本社会全体の閉塞感とも通じる

大まかなイメージ（例外はあります）

- 遠洋漁業 大臣の許可
 - 日本の外で操業する漁業
- 沖合漁業 大臣の許可
 - 県をまたいで操業するような大規模漁業（企業経営）
- 沿岸漁業 知事の許可＋漁業権
 - 沿岸の狭い漁場で完結する小規模漁業（個人経営）
 - 家族経営、小型漁船、日帰り

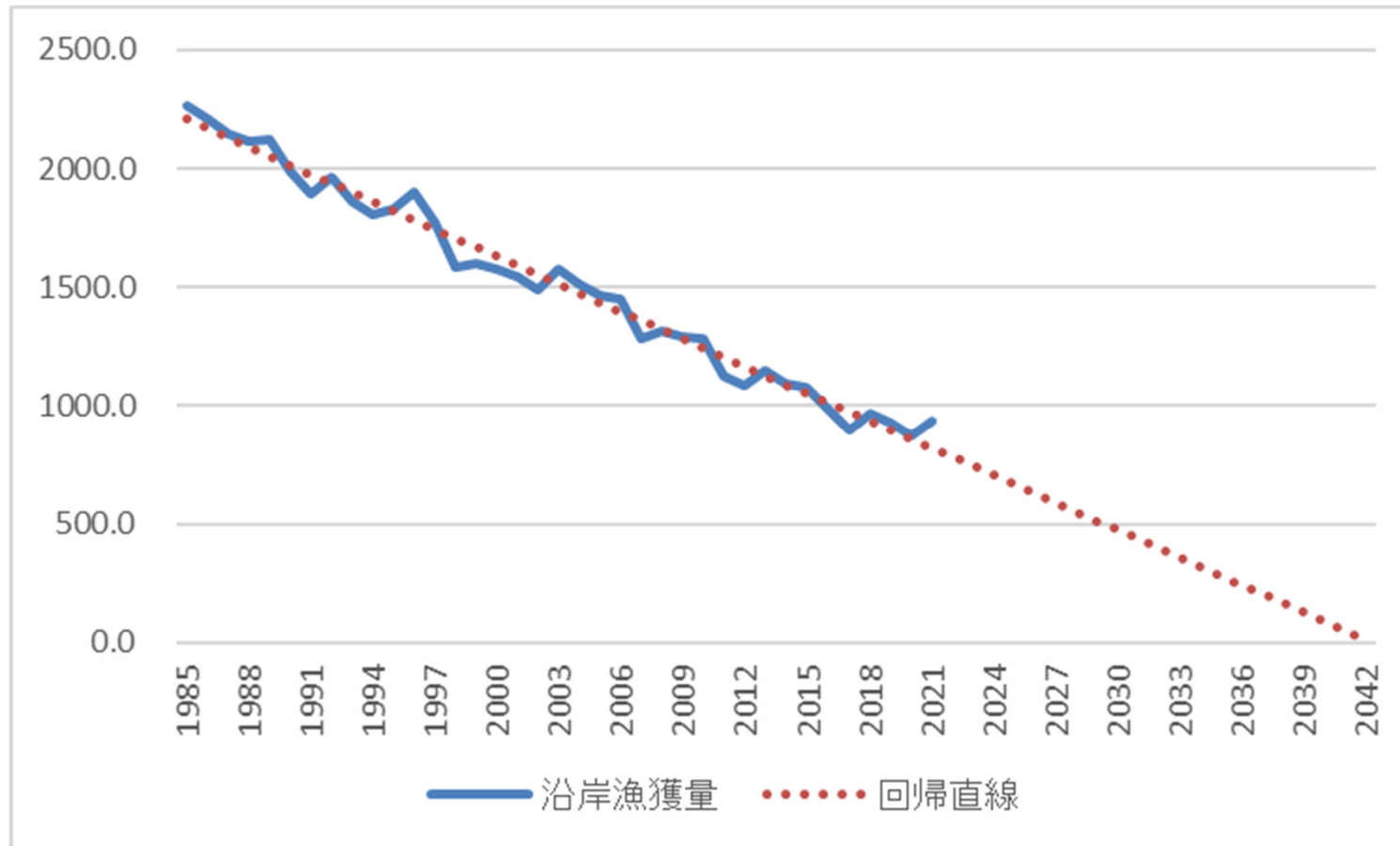
日本の海面漁獲量（1000トン）



出典：農林水産省統計部「漁業・養殖業生産統計」

沿岸漁業の現状

減少傾向の日本の漁獲量



出典：農林水産省統計部

漁師の年収112万円

漁業経営に関する統計

沿岸漁家の漁労所得

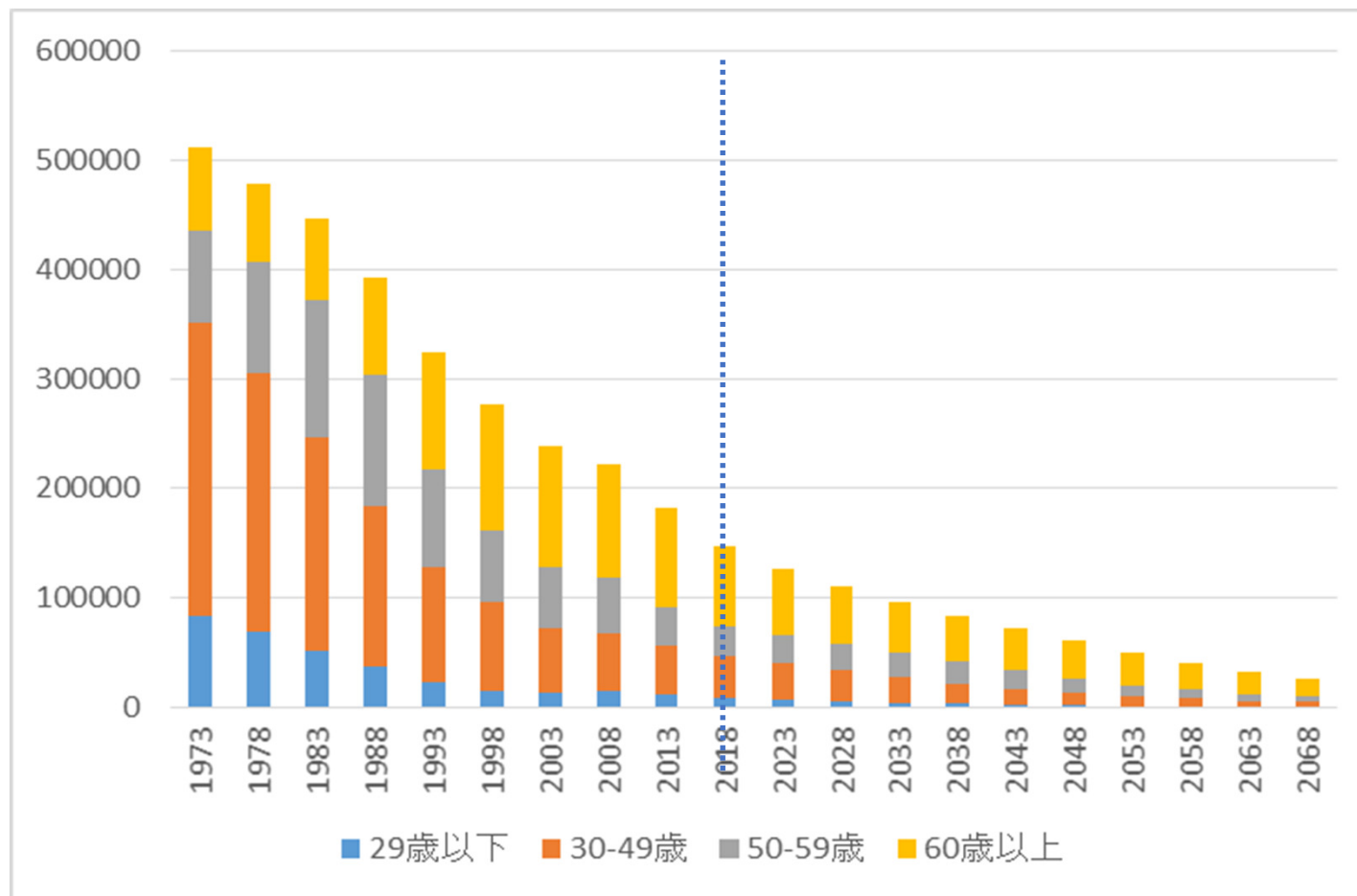
単位：万円

	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
沿岸漁家平均	351	338	348	273	216	177
沿岸漁船漁家	261	235	219	186	169	112
海面養殖漁家	821	1,004	1,166	763	491	527

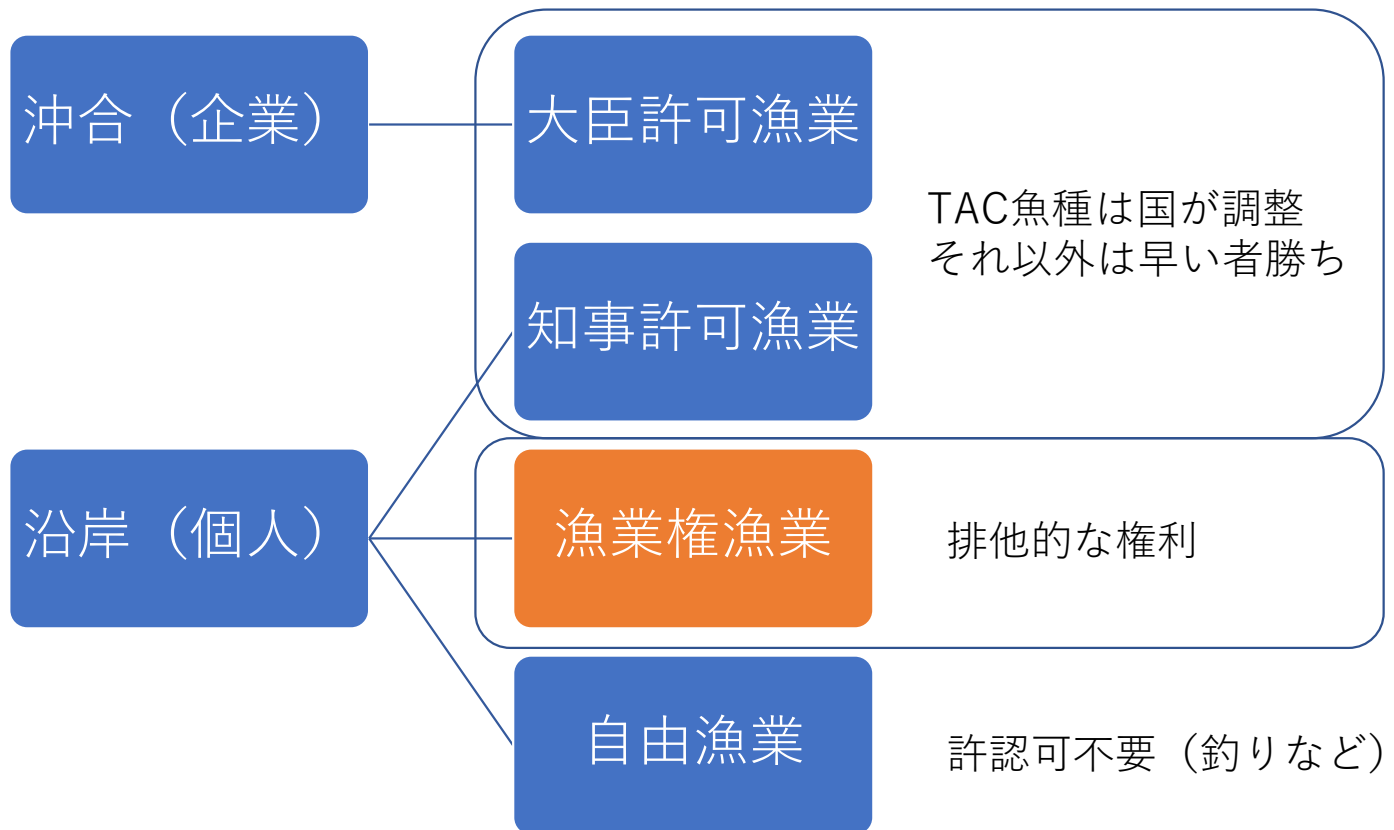
出典：農林水産省「統計情報」

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/20.html>

漁業就業者の減少



出典：農林水産省統計部



漁業権漁業

- **共同漁業権**

- 海藻や貝類、たこ、なまこ等の定着性の水産動植物を目的とする漁業。

- **定置漁業権**

- 免許期間は5年です。水深27メートル以上の海に定置網を長期間、一定の場所に設置して行う漁業を営む権利を「定置漁業権」といいます。

- **区画漁業権**

- 免許期間は5年又は10年です。区画漁業権（＝養殖業）を営む権利のことを「区画漁業権」といいます。

- 漁業権でカバーされるのは養殖と一部の根付き資源
- それ以外は自由漁業もしくは知事許可漁業となる

共同漁業権

- 魚種は地区ごとに違う
 - 兵庫県の場合



出典：兵庫県農政環境部 農林水産局水産課
<https://www.hyogo-suigi.jp/fishing/right/>



出典：海洋状況表示システム
<https://www.msil.go.jp/msil/Htm/TopWindow.html>



緑：共同漁業権
 青：区画漁業権
 赤：定置漁業権

出典：海上保安庁資料

国土地理院(GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 34° 54' 52.812"N 140° 16' 2.093"E

共同漁業の種類及び時期の一覧

神奈川県の場合

- 魚種ごとに漁業期間が決められている
- 共同漁業権の区画は18個あり、それぞれに権利が付与されている
- それ以外に漁具などの規制もある
- 漁獲量は特に定められていない

漁業の種類	漁業の種類	漁業の種類	共同漁業の種類																	
			共同1	共同2	共同3	共同4	共同5	共同6	共同7	共同8	共同9	共同10	共同11	共同12	共同13	共同14	共同15	共同16	共同17	共同18
漁業の種類	漁業の種類	漁業の種類	共同1	共同2	共同3	共同4	共同5	共同6	共同7	共同8	共同9	共同10	共同11	共同12	共同13	共同14	共同15	共同16	共同17	共同18
わかめ	11/1～翌7/31	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
ひじき	11/1～翌7/31	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○						○
あらめ	1/1～12/31	○			○					○		○								
かじめ	1/1～12/31	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○					○	○
はばのり	10/1～翌5/31	○			○			○	○	○	○	○	○	○		○			○	○
ほんだわら	1/1～12/31									○	○	○								
あまのり	10/1～翌5/31	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○					○	○
かやものり	10/1～翌5/31	○			○			○	○	○	○	○	○	○					○	○
てんぐさ	1/1～12/31	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○		○			○	○
あおのり	1/1～12/31	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○					○	○
ことじつまた	1/1～12/31				○															
あかもく	11/1～翌6/30	○		○	○				○	○		○							○	
あさり	1/1～12/31	○		○	○			○	○											
はまぐり	1/1～12/31	○										○	○	○	○					
とりがけ	1/1～12/31	○																		
あかがい	1/1～12/31	○																		
かき	1/1～12/31	○			○			○	○			○				○				
あかにし	1/1～12/31	○																		
あずましき	1/1～12/31	○																		
さるぼう	1/1～12/31														○					
ばかがい	1/1～12/31			○								○	○	○						
たいらぎ	1/1～12/31	○		○																
みるくい	1/1～12/31	○																		
うちむらさき	1/1～12/31	○																		
さざえ	1/1～12/31	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
あわび	1/1～12/31	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
とこがし	1/1～12/31	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
ばい	1/1～12/31	○							○	○	○	○	○	○						○
ばていら	1/1～12/31	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○					○	○
だんべいきさこ	1/1～12/31			○									○							
くぼがい	1/1～12/31																		○	○
なまこ	1/1～12/31	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○					○	○
えむし	1/1～12/31	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○		○				
たこ	1/1～12/31	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うに	1/1～12/31	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○					○	○
いせえび	1/1～12/31	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
しゃこ	1/1～12/31	○						○	○											

出典：神奈川県HP

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/42043/kyoudou_ichiran.pdf

共同漁業権の実態

- 漁獲量が殆どないものも多い
- 全般的に減少傾向（磯焼け、密漁、過剰漁獲、環境劣化）
- 伊勢エビ、アワビ、ウニなど、経済価値が高い魚種は、口開けが行われるケースが多い

- 伊勢海女のアワビ漁
 - 口開けの日のみ漁獲可能、年間30日ぐらい、サイズ規制あり
- 三陸のウニ漁
 - 口開けの日のみ漁獲可能、資源状態によって日数は変わる、漁具と時間の規制のみで、どれだけ取れるかは腕次第

口開け・口閉めシステムの特徴

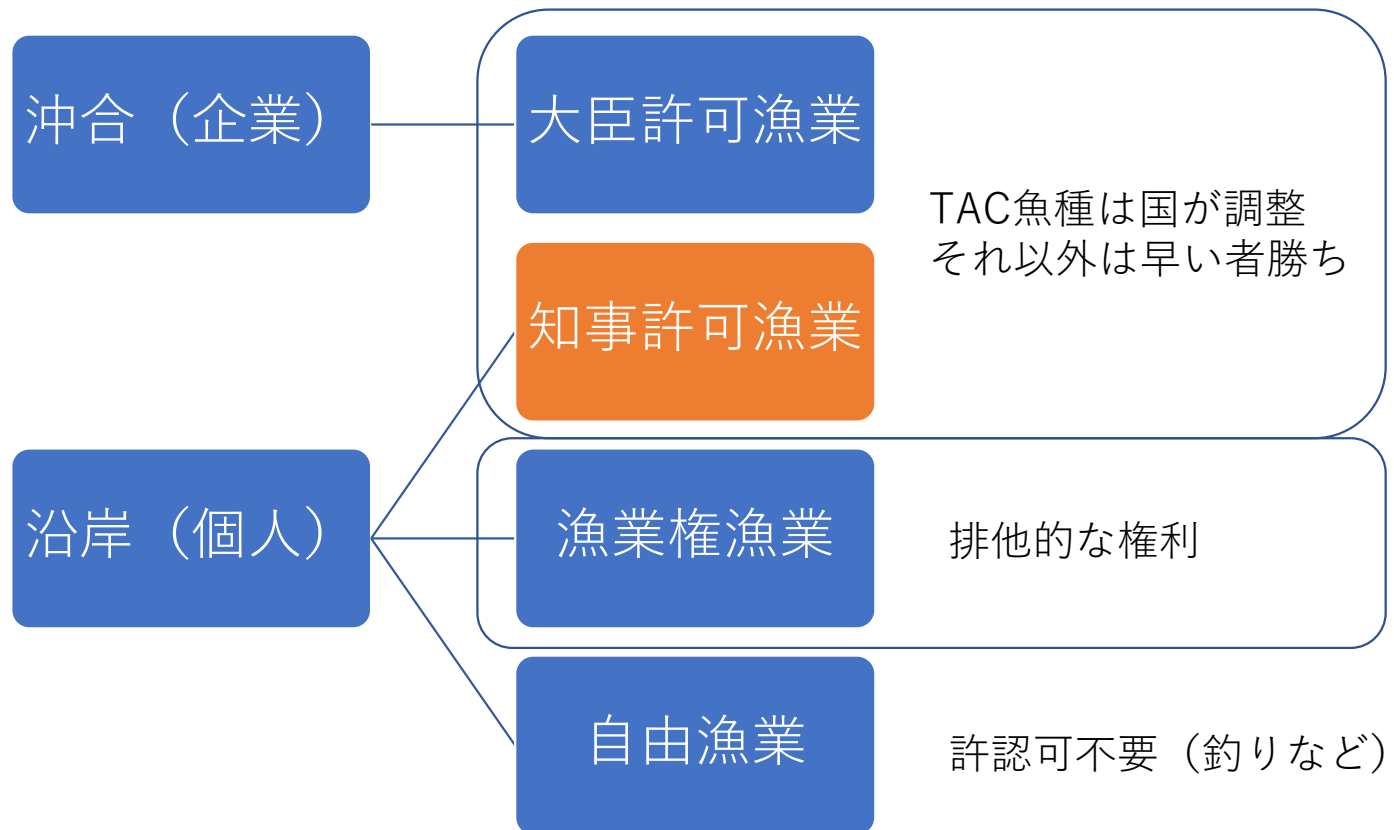
- 神事にルーツをもつ、伝統的なシステム
- 地域のお祭りのようなもので、腕を競い合う日でもある
- 口開けだけ参加する組合員もいる
- 機会の平等→過当競争→結果の不平等になる
- 水揚げが開口日に集中し、それ以外の日にはものが無い
 - 畜養をする漁業者もいるが、盗難被害なども…
- IQ方式の導入（各自に枠を公平に配分し、いつでも取れるようにする）には経済的メリットはあるが、水揚げ量の確認などの作業が生じることになる。

共同漁業権漁業へのITQの導入

- ウニやアワビの開口は、ボーナスもしくはは臨時収入であり、生活基盤にはなり得ない
- ITQで漁獲枠をまとめていけば、生活基盤になる可能性はある
- しかし、地域のお祭り行事を無くすことに、賛同が得られるとは思えない
- また、ITQをやろうと思うと漁獲量の正確な把握や、枠の譲渡の仕組み作りなど、様々な仕事が生じる
- オーストラリアでは、売り上げが5000万円以下の漁業はITQのコストの方が高くなるので、導入しない

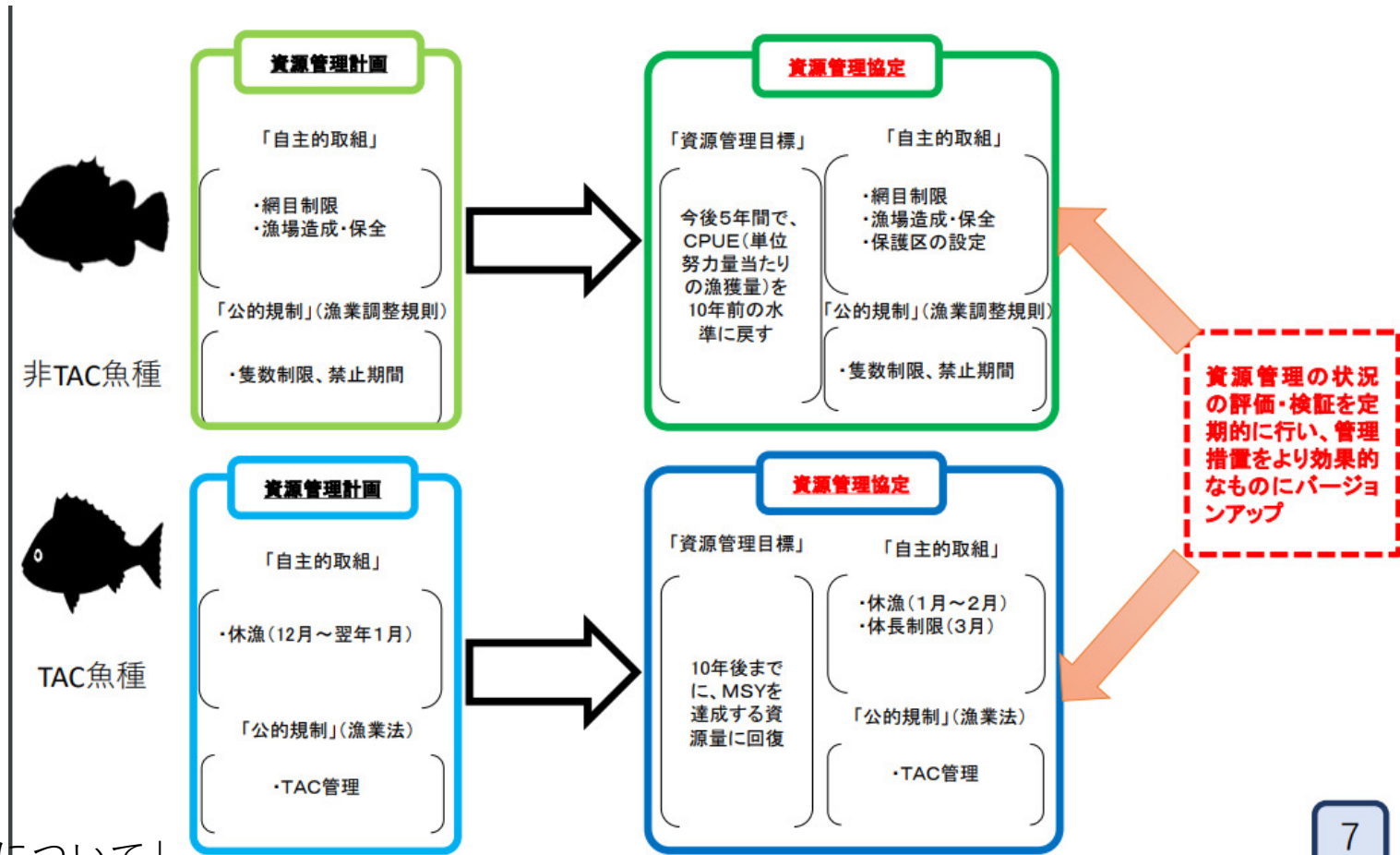
賛同が得られないし、経済的メリットもあまりない

許可漁業へのITQの導入について



許可漁業の特徴

- 多くの魚種が沖合漁業と競合する
- TAC魚種には国の漁獲規制の枠組みが適用される

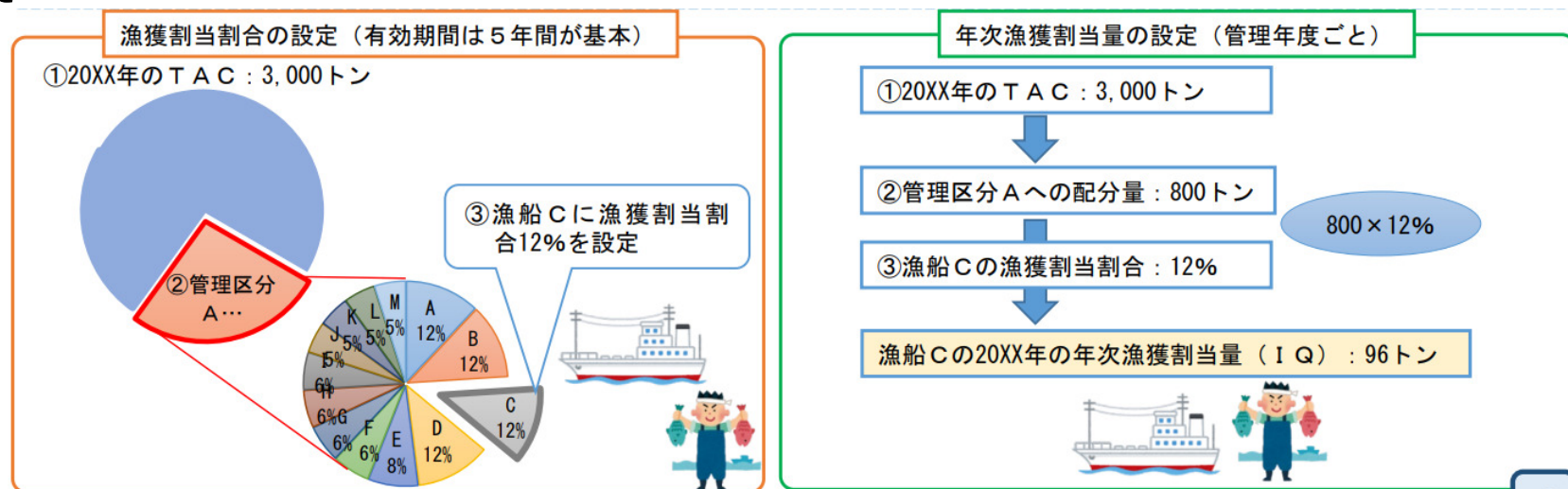


出典：水産庁「水産政策の改革について」

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaikaku-40.pdf>

沿岸漁業も、IQまでは既定路線

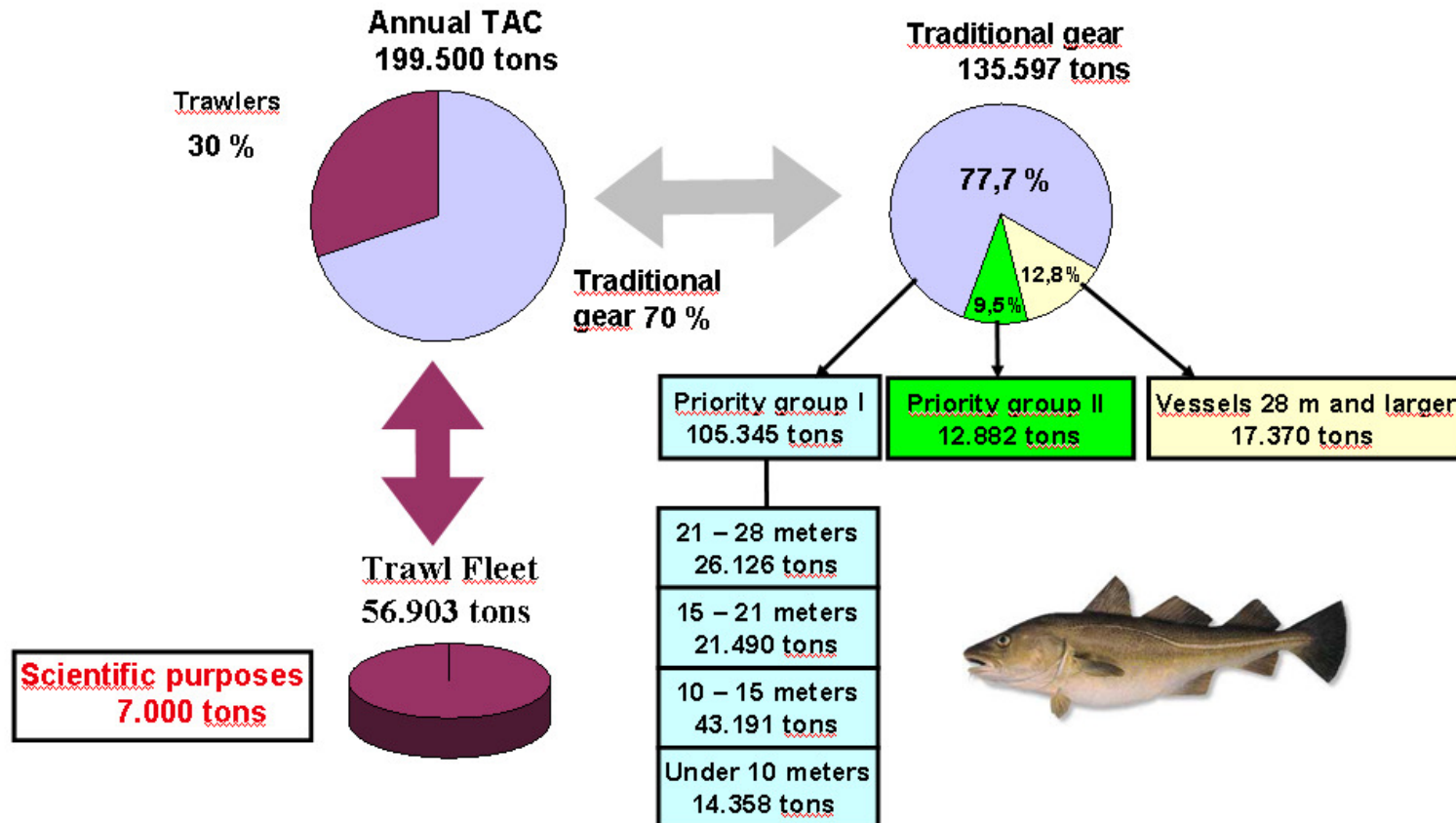
- 沿岸漁業においてもIQ的な数量管理が行われているものについては、資源管理協定の管理措置に位置づけるとともに、TAC魚種については、魚種、地域によって改正漁業法に基づくIQ管理への移行を目指す。



出典：水産庁「水産政策の改革について」

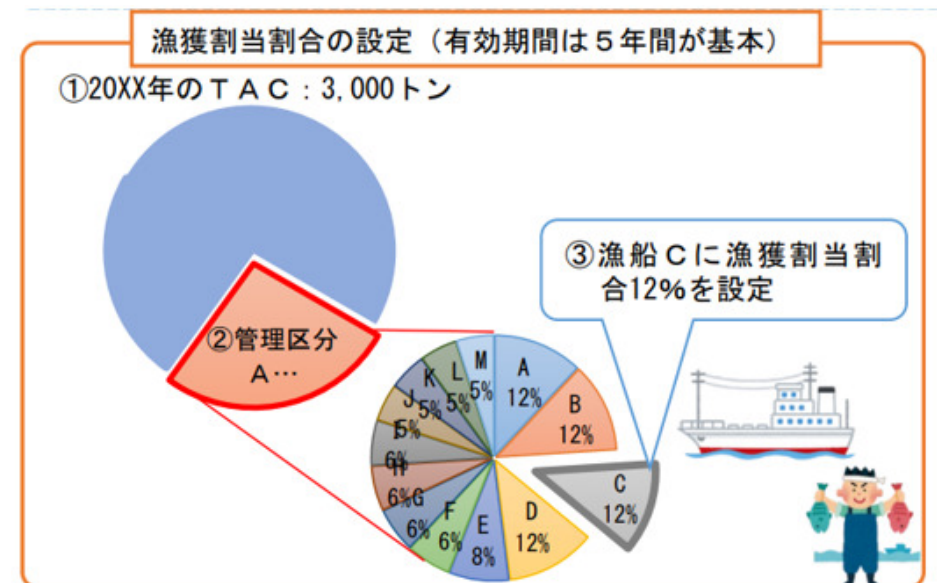
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaikaku-40.pdf>

ノルウェーも小規模漁業はIQではない



沿岸のIQ制度はハードルは高い

- 枠の配分は確実にもめる
- 漁業法の内容が理解されていない
- 自治体の調整能力が不足
- 今後、徐々にIQに移動していく
- ITQはその先の話

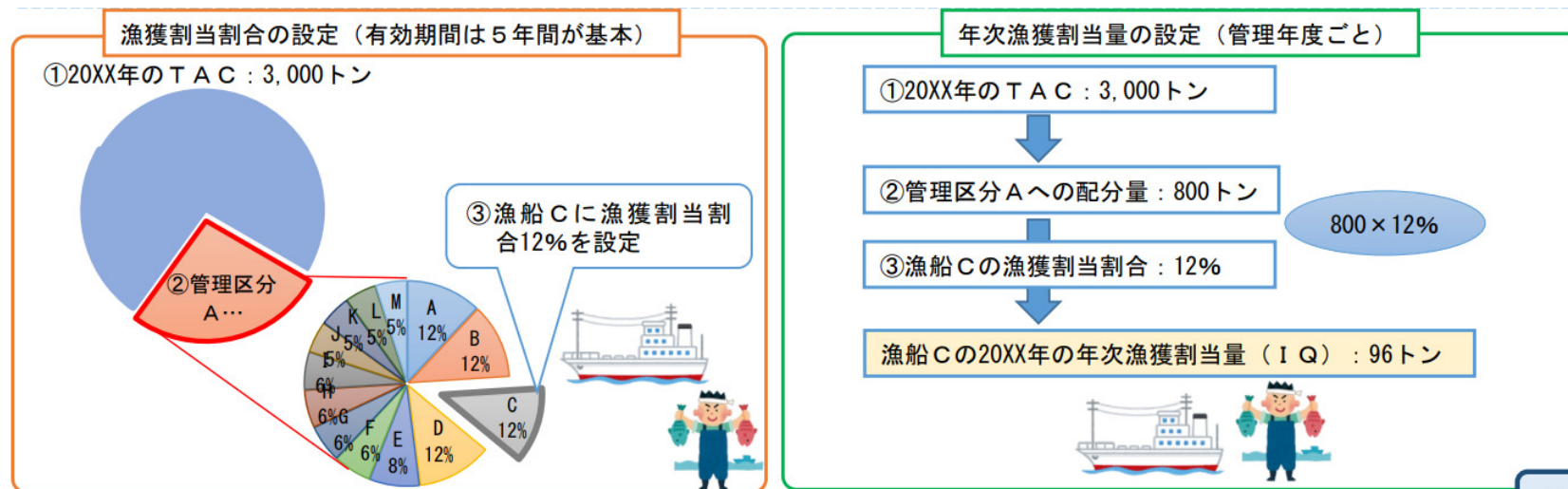


出典：水産庁「水産政策の改革について」

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaikaku-40.pdf>

漁獲割当とACEの違い

- ACE（Annual Catch Entitlement）＝その年に漁獲可能な量、年次漁獲資格、
- 漁獲割当があると、毎年TACの一定割合のACEが発生
- 下の図の例だと
 - 12%が漁獲割当、96トンがACE



出典：水産庁「水産政策の改革について」

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaikaku-40.pdf>

二種類の漁獲枠譲渡

漁獲割当の譲渡

- ACEを得る権利の譲渡
- 半永久的な漁業権利の以降

ACEの譲渡

- その年の漁獲の譲渡
- 割当は動かない
- 翌年以降もACEが発生する

漁獲割当の譲渡

- 半永久的に漁業をする権利が移行する
- 漁業から撤退するとき、温暖化などで漁場が完全に移行したときなどに、漁獲割当の譲渡が起こりやすい
- 漁獲枠が流出すると、その地域での漁獲が失われることになる
- 地元の雇用などを考えると、地区をまったく譲渡や沖合漁業への譲渡は慎重になるべきだろう

ACEの譲渡

- 短期的な変動に対応する事ができる
 - 今年は漁場が遠いから、漁に行けない
 - 今年は燃油が高いから、漁にでても赤字である
 - そんなときはACEを他者に販売して、収益を得る
 - 皆で漁に出て赤字になるよりも、燃費が良い船がACEを買い集めて漁に出た方が利益を出しやすい
- ACE取引はメリットが多いし、漁業者にもプラスになる
- 国が制度を作らなくても、水面下で取引が行われるだろう
- 公益に適う制度作りをした方が良い

譲渡のスタイルは国によって違う

- ニュージーランドは、ACEと漁獲割当のどちらも取引を自由化
- 米国の地域枠などは漁獲割当の外部への販売が不可
- ノルウェーでは、漁船をスクラップにする場合のみ漁獲割当の譲渡が認められるが、ACEの譲渡は不可

沿岸漁業の今後の展望（今後5年）

- 沿岸漁業者はMSYベースのTACの設定に反対
- IQの初期配分ルールを決めるのが難しい
 - 場所によって事業が異なるので、トップダウンは難しい
 - 都道府県の水産課の調整能力は低い
- IQの導入には時間が必要だが、IQが入れば譲渡の要求が出てくるだろう

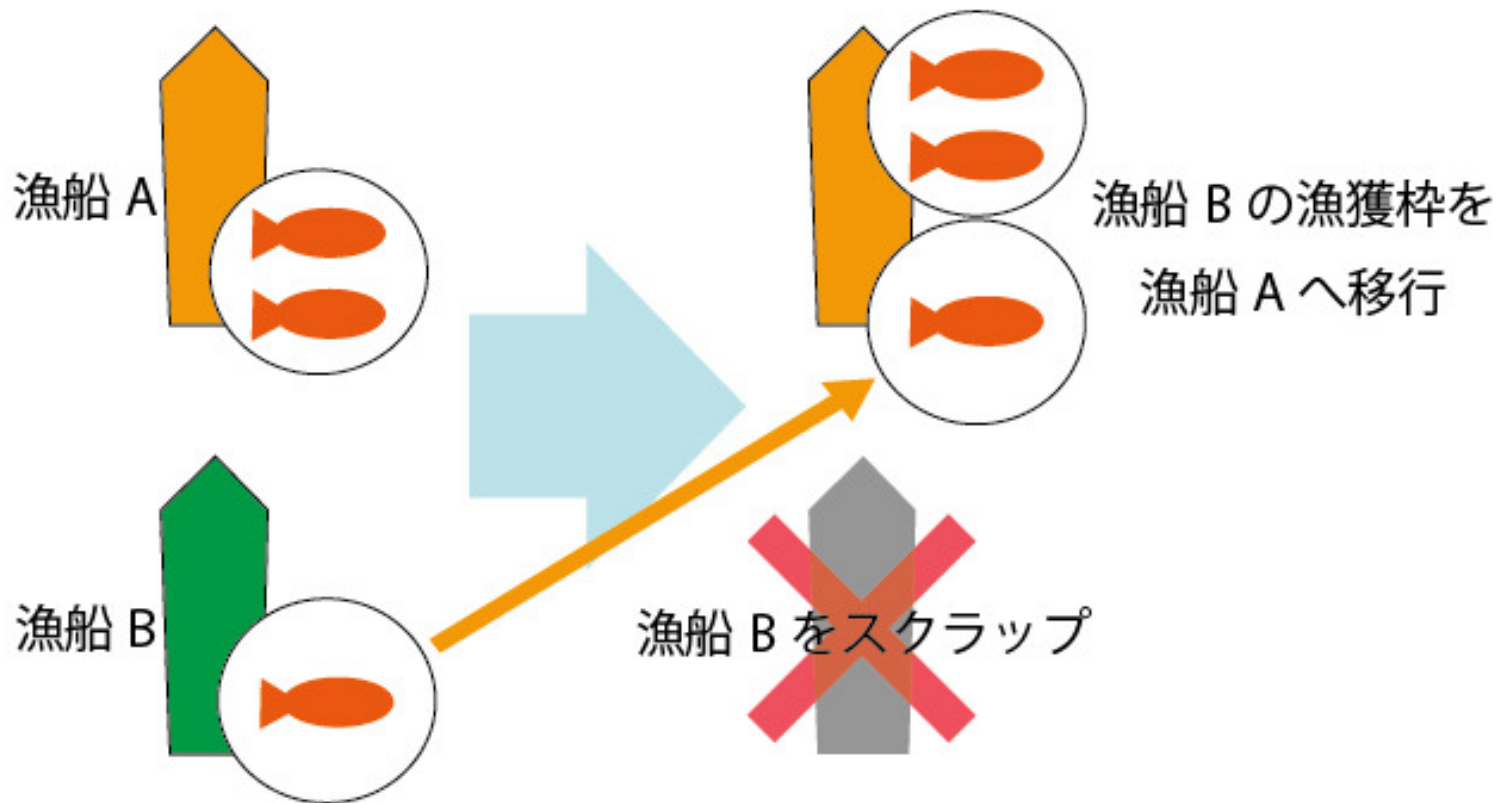
沿岸漁業の展望（今後10年以上）

- 過疎高齢化が進み、現在の60歳以上がいなくなる
- 労働人口の減少から、水産業への参入はますます減る
- ITQを導入する前に、沿岸漁業が崩壊する可能性すらある

- 少人数で産業が回るシステムに移行できるだろうか？
- 採算がとれる経営体を残し、生き残れるように規模を拡大する
- そのような手段としてITQ（もしくはSQS）は合理的である

Structural Quota System

- スクラップにする場合に限り、漁獲枠を認める
- 過剰な漁船の削減が目的



ITQの入れ方には多様性がある

- ITQの導入について論じる前提として、10年後、20年後に日本の沿岸地域をどのような状態にするかというビジョン固める必要がある
 - 高齢漁業者を保護して、コミュニティを安楽死させるのか
 - 少数の若者世代に漁獲枠を集めて、生き残るのか
 - 沿岸漁業と沖合漁業のバランスをどうするのか
 - 漁協の今後の役割をどうするか
- こういったビジョンがあって、はじめて漁獲枠譲渡の仕組みがどうあるべきかを議論できる

沿岸漁業の未来

- 沿岸漁業の未来を変えるための時間が残されていない
- 沿岸地域の労働人口の減少は不可避である
- 少ない人数で周り、効率的に利益を生み出す産業に再編
 - 水産資源を回復・維持するための資源管理の推進
 - その前提となる漁獲量確認システム・トレーサビリティの導入
 - 適正な魚価で販売するための流通改革
 - IoTの導入、省人化、マルチパーパス漁船
 - 漁場の不安定化に対応するACE譲渡の仕組み

少ない人数で社会と経済を回す

- 北欧は少ない人数で経済を回してきた
- その中心にあるのは「人は守るが、雇用は守らない」という考え方

ノルウェーは産業を守らない

- フィッシュフィンガーの価格競争力が中国に太刀打ちできなかった
- フィッシュフィンガーの加工場は閉鎖された
- ノルウェー政府は補助金で採算がとれない産業を支える代わりに、新しい産業を生み出すことと、職業再訓練を行った

日本の水産業は何を守ってきたのか？

- ノルウェーは、産業が淘汰されても、国民が安定した生活をして、生産的であり続ける社会を目指している
- 日本は、既得権、制度、慣習、大組織を守ってきたが、その結果として、産業も雇用も漁業者の生活も漁村コミュニティも何一つ守れていない
- なんとなく惰性で現状維持をするのではなく、残すべき価値があるものは何かを、真剣に考えるべきだろう